

## 外国の学会等と共同で電気学会研究会を開催する場合の申し合わせ

外国の学会等と共同で電気学会研究会を開催する場合は、本申し合わせにより、実施すること。

### 1. 開催に当たっての基本的な考え方

研究会が国際会議と異なるのは、「参加費、投稿費を必要としない発表の場」である点を、共同開催する相手に理解してもらう必要がある。

すなわち、主催者側でそれなりの負担が必要であることを承知の上で、計画を立案頂く。

### 2. 国際研究会開催に当たっての具体的事項

#### (1) 参加費について

- ・外国の学会等と共同で開催する研究会は、あらかじめ相手側と経費等の打ち合わせを行い、電気学会の研究会の趣旨を尊重し、原則として参加費を徴収しないものとする。

#### (2) 論文集について

##### (イ) 日本で外国の学会等と国際共同の研究会を開催する場合

- ・従来の研究会資料が論文集であり、発表者には無料で配布する。
- ・発表者以外は有料とする。
- ・研究会資料には、国際研究会であることを明記する。

(この場合、論文集は1種類で済むこととなる)

##### (ロ) 外国で開催する場合

- ・日本人の発表者は研究資料のための原稿を電気学会に提出し、電気学会から研究資料を出版する。
- ・同時に外国の主催者に原稿の写しを渡し、先方が出版する論文集にも掲載を依頼する。  
(この場合、2種類の論文集が印刷されることとなる。)
- ・この際、著作権は電気学会が保有し、先方が出版する論文集には、「日本人の論文については、著作権は電気学会にあり、本論文集には転載の許可を得て印刷した。」旨を記載することを依頼する。

(付則)

1. 平成13年4月17日 調査会議にて承認